

地域建設業経営強化融資制度の概要

制度の目的

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業が極めて厳しい経営環境に直面していることから、平成20年に国土交通省が「地域建設業経営強化融資制度」を創設されました。

桜井市におきましても、この制度を運用することとなりました。

本制度は、令和8年3月31日までの措置です。

制度の概要

桜井市と工事請負契約を締結している元請負業者が、工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる制度です。本制度による融資を希望する場合、桜井市からの工事請負代金債権譲渡承諾が必要です。

対象となる建設業者

中小・中堅建設企業とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業とします。

対象工事

桜井市が発注する工事請負契約で、出来高が2分の1以上の工事。ただし、低入札による工事や複数年度にわたる工事で工期末日の一年以内の工事でない工事等は除きます。

債権譲渡先

(一財法)建設業振興基金が認定した事業協同組合・建設業協会又は民間事業者となります。

支払計画等の提出

債権譲渡人が債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までに当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画(別紙)を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとなります。また、保証事業会社においては債権譲受人から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することになります。

譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲受人又は保証事業会社が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

電子記録債権を活用したスキームの導入

平成28年度から、電子岐路記債権を活用したスキームを導入します。

詳しくは、桜井市の「地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承認にする事務取扱要綱」や、国土交通省の「地域建設業経営強化融資制度について」をご覧ください。

組合 御中

発注者名
工事名
契約金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目		全所要数量				支払済み				支払予定				支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額				月日	金額			月旬	金額			(名称/所在地/電話)	
1 下請代金	2 資材代金												千円	《名称》	
					千円									《所在地》	
														《電話》	
1	2												千円	《名称》	
					千円									《所在地》	
														《電話》	
1	2												千円	《名称》	
					千円									《所在地》	
														《電話》	
1	2												千円	《名称》	
					千円									《所在地》	
														《電話》	
合計又は次葉繰越高															

(ご注意)

- ・ 支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
 上旬：1～10日 中旬：11日～20日 下旬：21～月末